

審 査 申 立 書

2018年6月5日

大阪検察審査会 御 中

審査申立人

背任罪の告発事件の審査申立事件

申 立 の 趣 旨

下記第6記載の被疑事実について第3被疑者記載の者の各行為についての背任罪に関する告発事件について、「起訴相当」の議決を求める。（なお背任罪について嫌疑なしとなつた被告発人美並義人、加藤隆司及び証拠隠滅罪の被告発人全員は申立しない）

申 立 の 理 由

第1 審査申立人及び申立代理人

審査申立人：別紙審査申立人目録記載のとおり

第2 罪名

背任罪

第3 被疑者

背任罪につき、武内良樹、田村嘉啓、三好泰介、池田靖、安地克己（嫌疑不十分と処分された者）

第4 処分年月日

2018年（平成30年）5月31日（平成29年検第12218～12225号）

第5 不起訴処分をした検察官

大阪地方検察庁 検事 伊吹 栄治

第6 被疑事実の要旨

竹内良樹（当時の近畿財務局長）らは田村嘉啓、三好泰介、池田靖、安地克己らは共謀して、本件土地を売却に当たっては地中埋設物の量、撤去費用を十分に調査して適正な価格で売却し国が損害をこうむらないようすべき任務があるのに、その任務に違反して森友学園の利益を図り、更地価格9億5,600円から地中埋設物の量を19520トンと認定して、その撤去費用を8億1,900万円を控除して金1億3400万円で2016年6月20日に売却し、最大8億1,900万円、控えめに見ても会計検査院の指摘のとおり地中埋設物の量を13,927トンとして計算しても相当額の損害を国に与えたものである。（なお、会計検査院は国の損害額を当初金額ベースでも指摘していたが財務省などの介入で国の損害額を明らかにしなかった。従って審査請求人らは専門家に依頼して金4億1,358万と試算して検察庁に証拠を提出しています）

第7 検察官の処分

不起訴処分。理由は上記処分を求める被疑者に対する被疑事実については嫌疑不十分。

第8 不起訴処分の不当性

1 検察審査員の皆さんの常識で判断できるし又すべきです。それが検察審査会法の改正の理由です。

森友問題のスタートは安倍晋三小学校、安倍昭恵名誉校長問題でした。この為に国有地を特例的に賃貸し、はてはゴミが19,520トンも存在しないのにその撤去費用を引いて著しく低い金額で売買した疑いのある事件です。

このために、財務省幹部職員は国会で虚偽答弁を繰りかえし、更に民主主義社会において踏み越えてはならない公文書まで廃棄、改竄、しました。彼らは廃棄、改竄しなくとも、マスキングして公開すれば足りるのを、それをしないであえて、廃棄、改竄したのは、廃棄、改竄した文書の内容こそ、本当に財務省が隠したかった内容が記載されとこと即ち、森友学園を優遇した理由が記載されていたからです。このような前代未聞の違法、不当行為は戦後最大の高級官僚達の組織的犯罪であると言えます。今回、検察までも官邸の持つ人事権に怯

えたのか、官邸に迎合し、忖度したのか、罪に問える十分な証拠があるのに、あれこれの理屈で関係者を不起訴にしました。安倍政権に人事権を握られた財務省の役人だけでなく、検察の上層部まで本件事案をうやむやにしようとする行為は国民が期待する検察像に著しく乖離します。巨大な権力を持つ者に検察が忖度した不起訴処分をしたときにこそ、検察審査会の皆さん市民感覚、常識で「公訴権の実行に関し民意を反映させてその適正を図る」（検察審査会法第1条）ことが法の趣旨であります。難しい法律論ではなく、市民の常識が反映することが法律上要求されているのです。

このように国有地を安く売り、本来改ざん、廃棄してはいけない公文書を改ざん、廃棄しても何も罪に問われないので政権忖度事案は、全て「無罪放免」では日本の健全な法秩序は崩壊します。都合の悪い公文書を廃棄、改竄ができる風土を助長します。

政権に忖度する必要性のない、市民感覚で構成される検察審査会において、ぜひ起訴議決をしていただき、高級官僚たちが、うやむやにしてしまった本件事件を公開の法廷で、国民の前に真相が明らかになるよう起訴議決をして頂くことが検察審査会の皆さん役割であり責任であります。それは市民の常識で裏付けられた皆さんのが判断できるのです。

2. 背任事件の不起訴処分の理由

刑法第247条 「他人のためにその事務を処理する者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は本人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、本人に財産上の損害を加えたときは、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する」 罪です

被疑者らは「他人＝国のためにその事務を処理する者」に該当しますが「本人＝国に「財産上の損害を加えた」要件（これを構成要件と呼んでいます）のうち①廃棄物の撤去費用の積算が不適切であると認定することが困難であること、②国が相当額の損害賠償を森友学園から請求される可能性があることからそれを免れたので「財産上の損害」発生したとの認定が困難であることが理由でした。

更に背任罪の構成要件のうち「自己若しくは第三者の利益を図り又は本人に損害を加える目的」が要求されるところその目的を認めることが困難であること
が不起訴の理由でした。

3 不起訴処分の不当性

(1) 廃棄物の撤去費用の積算が不適切であると認定することが困難であることの不當性

検察官が不起訴にした理由は背任罪が成立する為には本件土地売買により国に損害を生じさせたことが必要ですが、大阪航空局の積算（19520t、撤去費用8億2.000万相当）が不適當だと認定することができなかったことが不起訴理由です。

第1に、地中埋設物が19520tあった前提の9.9m地下（基礎杭の部分）まであった証拠はありません。森友側が実施したという地盤改良杭工法では9.9mの深いゴミが地上にでてくることはあり得ないと言われています。（審査会委員の中で専門家がおれば直ちに理解してくれますが、もしいない場合は建築の専門業者から聞いていただければ直ちにわかります）この事実はゴミがあったという前提がつぶれる重要な証拠です。実際に大阪航空局が平成23年に調べた結果の資料では2.8m位深は「沖積粘性土層」でゴミなどの人工構築物やゴミなどが入る余地はないと指摘されています。しかし近畿財務局。大阪航空局は地中9.9mまでゴミがあったと認定しているのです。これはゴミの量を正確に調査することを放棄した態度であり、このことだけでも任務に違反し、森友学園を利用する目的があったことが明らかになります。

第2に地中（校舎が建設される敷地部分及びその他の土地）3.8m地下まであったということが根拠にされています。

当時の建築中の工事業者が3.1mまであったが3.8mまでなかったという説明を財務省の職員にしています。（後日マスコミに録音テープなどが報道されています）

第3に森友学園は2015年11月に地中3mまでの埋設物やゴミは撤去し、その費用を2016年4月6日に金1億3176万円を既に受け取っています。

第4に以上の通りの概略でも財務省、大阪航空局がキチンと調査をすれば、19,520トンにも達しない事実が明らかになるのに、別の意図があって、ゴミの量を過大に見積もっているのです。2017年11月に会計検査院が国会の要請で財務省の措置を調査しましたが詳細は別紙1のとおりですが、ことごとく財務省（大阪航空局も含む）の積算の根拠がないと批判しています。又、交渉内容が録音テープでも明らかになっています。（別紙2）その上で、大阪航空局が適用した地下埋設物撤去・処分費用の価格構成や工事積算基準等を用いた上で、算定要素ごとに一定の条件を設けて

試算を行ったところ、処分量 19,520 t は、①廃棄物混合土の深度を過去の調査等において試掘した最大深度の平均値に修正した場合は 9,344 t、②混入率を北側区画の全試掘箇所 42 か所の混入率の平均値に修正した場合は 13,120 t、と算出しています。

審査申立人らは会計検査院の「最大でも 13120t」というごみの量を前提に計算しても金 4 億 1,358 万の国に損害があるのに、検察官が「国の損害が認定できない」という認定は不当と考えています。

(2) 土地を売ることで新たに森友学園から損害賠償請求の可能性を免れさせたという理由の不当性

国家賠償請求のリスクがある場合に、ある一定の政策判断において考量要素になりうることはその通りです。しかし損害賠償のリスクがあればそれを回避する為に相手方の主張を根拠なく認めて良いということにはなりません。国や自治体の交渉に従事する担当者には常識であります。損害賠償請求をすると相手の弁護士が言う場合に、その根拠が殆どない場合もあり得るし、仮に国に訴えられても司法の判断を仰ぐ方が国にとって経済性等の原理から得になる場合もあり得ます。又国に要求される「透明性」の原理からすればその方を選択することも十分あり得るのです。

どちらを選択するにしても、その前提となる国家賠償請求のリスクの有無、程度、可能性、訴訟された場合の敗訴リスク、敗訴額、他方訴訟を選択せず交渉で解決する場合の国の立場からの「経済性」がどの程度の得や損害を受けるか、特に訴訟との対比、又別の要素である「透明性」がどの程度失われるのか、その場合の今後の国有財産の売却に際するマイナス要素などについて、専門家を交えて検討することが前提です。しかし、会計検査院の報告によるもその検討した形跡がないという。（報告書 112 頁）検察官の判断は財務省側の担当者の言い分を不起訴理由として述べているにすぎません。又検察官が訴訟を回避していくらの金額が国にプラスになったのかを明らかにしない以上、この理由で不起訴の理由とはおよそなりえません。

(3) 図利加害目的についての判断の不当性

審査申立人らは刑法の背任罪の権威の立命館大学の松宮教授の鑑定意見において述べるように杜撰なごみの量の認定が森友学園にのって利益になる認識を有しておれば、十分であり、検察官の不起訴理由に言う国に損害を与える目的まで不要であります。

背任罪において任務に違反している故意（ごみの量をきちんと正確に計算していない認識）があれば足り、最高裁の判例「意欲ないし積極的容認までは要しない」（最決昭63. 11. 21刑集42巻9号1251頁）と判示している通りで有罪になると解釈されています。

近時は、「図利加害目的」の要件は、目的に含まれていない「本人の利益を図る目的」（本人図利目的）が存在しないことを背任罪の成立要件とし、それを裏側から規定したものであると解す最高裁裁判官の見解も有力です。（「条解刑法」第3版784頁、山口厚「刑法各論（第2版）」327頁）。なお、「本人=国の利益を図る目的」があったとしてもそれが従たる目的で、主たる目的が「森友学園の利益目的」である場合には、今までの判例から見ても「図利加害目的」がなかったことで無罪になることは有りません。検察官の不起訴理由は財務省の幹部職員を起訴しないための古い見解であり間違っています。

4 真相解明の為に公開の法廷で審理できる起訴議決を。

本件事案で背任罪が不起訴になれば、国有地の売買などにおいて政治家の口利きや総理大臣の奥さんなどが介入することで容易に相手方の為（国民の不利益）になることを許すことになります。不起訴処分のままでは結局のところやむやに終わってしまいます。ぜひ皆さんのが健全な常識で起訴すべきとの結論を頂き、大阪地方検査庁の特捜部の検察官達がせっかく1年2ヶ月もかけて調べた事実、証拠が公開の法廷で取り調べ、真相解明する為に起訴議決をして頂きたく要請する次第です

添付書類

処分通知書

7 通

別紙1 会計検査院のごみの量に関する調査結果の概要

地下埋設物の存否、数量の算定について必要な調査、検討を行わなかった任務違背の結果、地中埋設物を19520トンと認定し、撤去費用もt単価2250円とする根拠のない金額を恣意的に利用して積算した。

検査院報告は、以下のとおり述べる（下線による強調は告発人らによる）。

ア 地中埋設物が存在したという「対象面積」「深度」「混入率」の算定の根拠がない（本文66頁～80頁及び108～111頁参照）

（ア）対象面積について根拠がない

杭工事においていずれの杭から廃棄物混合土が確認されたかを特定することができないことや、過去に池等であった土地の地歴等を勘案しているとする範囲と北側区画の5,190m²とが一致しているかを確認することができないことから、対象面積の範囲を妥当とする確証は得られなかった。

（イ）深度についても根拠がない

①杭部分を除く部分に設定された深度3.8mについて

大阪航空局が確認したとしている工事写真には3.8mを正確に指し示していることを確認することができる状況は写っていない。また、近畿財務局及び大阪航空局の職員が現地で確認した際等に、別途、廃棄物混合土の深度を計測した記録はないことも踏まえると、廃棄物混合土を3.8mの深度において確認したとしていることの裏付けは確認することができなかつた。そして、ボーリング調査等を実施した箇所付近において、深度3.8mに廃棄物混合土が確認されていないのに、大阪航空局が森友学園小学校新築工事において工事関係者が北側区画で試掘した5か所のうち1か所の試掘において深度3.8mに廃棄物混合土が確認された結果をもって敷地面積4,887m²に対して深度3.8mを一律に適用して処分量を算定しているのは、過去の調査等において廃棄物混合土が確認されていなかつたとの調査結果と整合しておらず、この算定方法は十分な根拠が確認できないものとなつている。

②杭部分に関し、深度9.9mまで廃棄物混合土の存在を見込んでいることについて

近畿財務局及び大阪航空局は、杭工事において新たな廃棄物混合土が確認されたことを現地や施工写真等で確認したとしている。

しかし、森友学園が行った対策工事において廃棄物混合土は撤去されていないため、近畿財務局及び大阪航空局が確認した廃棄物混合土が既知の地下3m程度までの深度のものなのか、杭先端部の地下9.9mの深度のものなのかなどについては確認することができなかった。

③3m以深は沖積層で廃棄物の混入の可能性がないのであるから十分な確認が必要

杭工事において新たに確認されたとする廃棄物混合土は、（仮称）M学園小学校新築工事地盤調査報告書等においておおむね地下3m以深は沖積層等が分布しているとされていることなどから、既知の地下3m程度までに存在するものであることも考えられ、新たに確認されたとする廃棄物混合土がどの程度の深度に埋まっていたかについては、十分な確認を行う必要があったと認められる。

④ まとめ

以上のように、深度3.8mについて、廃棄物混合土を確認していることの妥当性を確認することができず、敷地面積4,887m²に対して一律の深度として用いたことについて十分な根拠が確認できること及び深度9.9mを用いる根拠について確認することができないこと、また、大阪航空局は、廃棄物混合土が確認されていない箇所についても地下埋設物が存在すると見込んでいることとなることなどから、地下埋設物撤去・処分概算額の算定に用いた廃棄物混合土の深度については、十分な根拠が確認できないものとなっている。

(ウ) 混入率の47.1%も根拠がない。

地下構造物調査において北側区画内で試掘した42か所のうち廃棄物混合土の層が存在すると判断された28か所の混入率を平均して算定されてい

るが、28か所以外の14か所についても北側区画での試掘であり、うち13か所では廃棄物混合土が確認されていない。このため、14か所を混入率の平均の算定から除外していることに合理性はなく、混入率の平均値が試掘した42か所の平均より高めに算定されていることも考えられる。このように、対象面積全体に乘じる平均混入率として、廃棄物混合土が確認された箇所に限定した混入率の平均値を用いていることについては、十分な根拠が確認できないものとなっている。

(エ) その結果、本件土地内に地中埋設物が合計19520トンあったとして認定したがその数量に関して根拠がないことが明らかとなった。
① 2016年3月11日以降地中埋設物が新たに出たという森友学園側の担当者から指摘があり、その後に近畿財務局らが現地を確認した後に同年4月11日に大阪航空局が19520トン存在すると認定している。しかし前記会計検査院の指摘の通りそのように認定する十分な根拠がなかったことが明らかとなった。

又従前の地下構造物調査報告書などの既存のデータを利用するとして計算するにしても十分に精緻な見積もることが出来ないと会計検査院は指摘している。そこで会計検査院は限られた条件の中で計算するにしても次のような計算方法が合理的で妥当と説明をしている

- ② 会計検査院の地中埋設物の合理的で妥当な推計数量（110頁）
◎ 地下構造物調査報告書、土壤汚染深度方向調査業務報告書等の既存のデータのみを用いて処分量を求めるためには、何らかの仮定に立って推計せざるを得ない。

仮定の仕方によって処分量の推計値が変動すると考えられるが、例えば、限られた期間で見積りを行わなければならないという当時の制約された状況を勘案し、大阪航空局が適用した地下埋設物撤去・処分費用の価格構成や工事積算基準等を用いた上で、算定要素ごとに一定の条件を設けて試算を行ったところ、処分量19,520tは、①廃棄物混合土の深度を過去の調査等において試掘した最大深度の平均値に修正した場合は

9,344 t、②混入率を北側区画の全試掘箇所42か所の混入率の平均値に修正した場合は13,120 t、③処分量に含まれていた対策工事で掘削除去している土壤の量を控除した場合は19,108 t、これらの①～③の算定要素が全て組み合わされた場合は6,196 tと算出された。

◎一方、上記の混入率法を用いずに、廃棄物混合土が確認された最大深度の平均値2.0mと最小深度の平均値0.6mの差となる1.4mの範囲全てに、廃棄物混合土が存在する層があるとみなして算定する層厚法も考えられる。

層厚法により、地下構造物調査等を行った位置が対象面積に対して偏っていないと仮定した上で、更に廃棄物混合土が存在する層の全てが廃棄物混合土のみであるとみなして面積5,347m²を適用し、対策工事で掘削除去している土壤の量を控除して機械的に試算を行ったところ、処分量は13,927 tと算出された。

このように、処分量を求めるための仮定の仕方によって、処分量の推計値は大きく変動する状況となっており、また、いずれも大阪航空局が算定した処分量19,520 tとは大きく異なるものとなっていた。

イ 処分費の単価の根拠もない

本件処分費の単価22,500円/tがどのような条件下で提示された単価であるのかなどを示す資料はなく、単価がどのような項目から構成されているかなど、単価の詳細な内容について確認することができなかった。

ウ まとめ

大阪航空局が算定した本件土地における処分量19,520 t及び地下埋設物撤去・処分概算額8億1974万余円は、算定に用いている深度、混入率について十分な根拠が確認できないものとなっていたり、本件処分費の単価の詳細な内容等を確認することができなかつたりなどしており、既存資料だけでは地下埋設物の範囲について十分に精緻に見積もることがで

きず、また、仮定の仕方によっては処分量の推計値は大きく変動する状況にあることなどを踏まえると、大阪航空局において、地下埋設物撤去・処分概算額を算定する際に必要とされる慎重な調査検討を欠いていたと認められる。」

すなわち、本件土地内の地中埋設物の数量が 19520 トンと認定したこと、その撤去費用の概算額 8億1974万余円 の積算に関して慎重な調査検討を欠いていたことが明らかになった。

別紙2 杜撰な算定（任務違背）は、意図的に行われたものであることが交渉記録の録音テープでも明らかになっています。

地下埋設物撤去・処分費用の算定などにおいて、これを高額に見積もったことが、意図的なものであったことを示す重要な事実として、近畿財務局、大阪航空局と森友側のやりとりの録音がある。

このやりとりについて、財務省は長らくその事実を認めてこなかったが、11月28日の衆議院予算委員会において、これらが2016年3月下旬から4月ころに録音されたものであることを認めた。

報道されているやりとりは以下のとおりである。

国側「3メートルまで掘っていますと。土壤改良をやって、その下からゴミが出てきたと理解している」

「その下にあるゴミは国が知らなかつた事実なので、そこはきっとやりやる必要があるでしょというストーリーはイメージしているんです」

工事業者「3メートルより下からは語弊があります。3メートルより下から出てきたかどうかは分からないですと伝えている。そういうふうに認識を統一した方がいいならわれわれ合わせるが、下から出てきたかどうかは、私の方から、あるいは工事した側から確

定した情報として伝えていない」

池田靖国有財産統括官「資料を調整する中で、どういう整理をするのがいいのか、ご協議させて頂けるなら、そういう方向でお話し合いさせてもらえたならありがたい」

工事業者「3メートルより上からの方が（ゴミは）たくさん出てきている。3メートルの下からっていうのはそんなにたくさん出でていません」

国側「言い方としては、混在、と、9メートルまでの範囲で」

工事業者「9メートルというのは分からないです」

学園側代理人弁護士「そこはね、もう言葉遊びかも知れませんけど、9メートルのところまでガラ（廃霧物）が入ってる可能性を否定できますからって言われたら否定できないでしょ。できないんですね。そういう話なんです」

工事業者「その辺をうまくコントロールしてくれたらわれわれは資料を提供しますので」

国側「虚偽のないようにあれば大事なので。混在していると。ある程度3メートル超のところにあると。ゼロじゃないと」

工事業者「あると思います」

国側「そんなところで作りたい」

工事業者が、あくまで3メートルより下にはゴミがあるか断定できない、と強調しているにもかかわらず、国及び学園側代理人弁護士が、その点を曖昧にしたうえであたかもゴミがあるかのようにして「ストーリー」を「作りたい」としている。

すなわち、近畿財務局や大阪航空局が、工事業者の主張に反する事実をねつ造し、積極的に「ストーリー」を「作りたい」としている以上、業者や学園側の言動を「過信した」などという言い訳は到底通用しない。これは明らかに任務違背の共謀であり、前述のような不適切な算定が、意図的に行われたものであることを示している。

